

第 1 回検討会における意見に対する対応方針

No.	意見等	対応方針
1.初動時の行動計画		
1-1	初動時の行動計画は、今回の広島の事例でも部局横断がうまくいかず問題になっているところであり、検討することがよい。	初動時の行動計画について、初動体制を整理した。(基礎資料の「4.2.3 初動体制の計画」を参照)
2.災害廃棄物発生量		
2-1	半壊家屋の解体は地域特性があり、全国平均を想定しないほうがよい。	解体ごみについては、参考情報として取り扱うこととし、基礎資料の「資料編 1」に整理した。
3.仮置場		
3-1	実際の現場では、量や状況に応じて、仮置場を一次と二次に分けないこともあり、必ずしも一次仮置場と二次仮置場に分けて考える必要はない。	少なくとも一次仮置場はむつ市が確保しなければならないものであることから、仮置場必要面積は一次仮置場と二次仮置場に分けて示している。二次仮置場の必要面積は参考情報として取り扱うこととする。
3-2	農地は原状回復が大変なため、候補地から回避した方がよい。	仮置場選定の条件項目において、農地に該当する所は優先順位を低く設定した。(基礎資料「7.1.1 仮置場の候補地」参照)
3-3	なるべく校庭は仮置場に使わない。	仮置場選定の条件項目において、校庭に該当する所は優先順位を低く設定した。(基礎資料「7.1.1 仮置場の候補地」参照)
3-4	用地は仮設住宅や救護隊の宿营地、ヘリコプターの発着場と競合する可能性があり、防災部局と調整の上で候補地を選定した方がよい。	「むつ市防災計画」に掲載されている広域防災拠点、応急仮設住宅の建設候補地、ヘリコプター離着陸場所、自衛隊車両駐車場は仮置場候補地から除外した。(基礎資料「7.1.1 仮置場の候補地」参照)
3-5	臭いの影響という点で、仮置場候補地の選定において、風向きを考慮できればよい。	むつ市周辺では西寄りの風が強く吹く傾向にあることから、基礎資料の第 4 章に整理した。(基礎資料「7.1.1 仮置場の候補地」参照)
4.処理体制		
4-1	産業廃棄物処理施設は受け入れ先としても考えられるため、把握をしておいた方がよい。	県内の産業廃棄物処理施設の処理能力等について県から入手し、災害廃棄物の処理可能量、処理相当年数を整理した。(基礎資料「6.3.2 要処理量と処理相当年数」参照)
5.仮設トイレ		
5-1	仮設トイレの衛生管理のあり方等について、計画に取り込んでほしい。	基礎資料の第 8 章に整理した。(基礎資料「8.2 仮設トイレ等し尿処理」参照)